

2016年3月7日

～ より円滑な給付手続きのために ～ 指定代理請求人の指定範囲を拡大

アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社、日本における代表者・社長：山内 裕司）は、2016年3月22日から「指定代理請求特約」の指定代理請求人の指定範囲を拡大します。

指定代理請求特約とは、被保険者が受取人となる場合で、給付金・保険金等（以下、給付金等）の支払事由が生じながらも、身体の状態や病名不知などにより受取人本人から請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が受取人に代わって請求できる特約です。

当社では、すでにかん保険や医療保険を含む全商品において本特約を導入していますが、より円滑かつ確実に給付金等の手続きを行うことができるよう、指定範囲を拡大します。

これにより、所定の条件を満たせば、親族以外の方についても指定代理請求人の指定が可能となり、例えば、内縁関係の方や同性のパートナーの指定を希望されるお客様のご要望にもお応えすることができるようになります。

<指定代理請求特約>改定のポイント

■ 指定代理人の指定範囲を拡大

- ① 3親等内の親族については、これまで同居または生計を一にしていることが条件でしたが、当該条件がなくなり、同居または生計を一にしていなくても指定代理請求人に指定可能
- ② 従来、指定代理請求人に指定できなかった方についても、以下の条件のいずれかを満たせば、指定代理請求人に指定可能
 - 被保険者と同居または生計を一にしていること
 - 被保険者の療養看護に努めていること
 - 被保険者の財産管理を行っていること

		改定後	改定前
戸籍上の配偶者		○	○
直系血族		○	○
3親等内の親族		○	△※ ¹
上記以外の方※ ²	同居または同一生計の方	○	×
	療養看護に努めている方	○	×
	財産管理を行っている方	○	×

※1：同居または生計を一にしていることを指定要件としていました

※2：給付金等の請求時に事実関係を確認させていただきます

■ 過去に加入されたご契約もすべて対象

2016年3月21日以前に加入されたご契約についても、新たな指定範囲での指定が可能です。

また、お客様のご事情に応じて、指定代理人を変更することもできます。

なお、本特約の保険料は必要ありません。

当社は、多くの方々の「生きる」を創る保険会社として、社会における課題の解決と持続的な成長をめざし、社会と共有できる価値の創造（CSV＝Creating Shared Value 経営）に努めていきます。